

医療
重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

| 1

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社アットナイスデイ
代表者氏名	代表社員 西川貴子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府岸和田市土生町四丁目 4 番 30 号マンション山中 202 号 電話番号 072-488-7529 ファックス番号 072-488-7837
法人設立年月日	令和 6 年 5 月 17 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション おひさま
ステーションコード	11-90954
事業所所在地	大阪府岸和田市土生町四丁目 4 番 30 号マンション山中 202 号
連絡先 相談担当者名	電話番号 072-488-7529 ファックス番号 072-488-7837 管理者 西川貴子
事業所の通常の 事業の実施地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、熊取町、忠岡町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1. 訪問看護ステーションおひさま（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理および日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように努める。 2. 本事業所は、主治医と密接に連携し地域の保健医療、福祉との密接な連携のもと総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	通常は月曜日～金曜日（緊急時は 24 時間 365 日）
サービス提供時間	午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 事業所の職員体制

| 2

管理者	西川貴子（にしかわたかこ）
-----	---------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 3 名
看護職員（看護師）	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常 勤 3 名 非常勤 0 名
事務職員	1 請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0 名 非常勤 1 名

3 サービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 療養上の世話（清拭、洗髪、入浴介助などによる清潔の管理・援助、食事・内服管理・栄養および排泄など日常生活療養上の世話、ターミナルケア） ② 在宅酸素や人工呼吸器・気管切開の管理や喀痰の吸引 ③ 膀胱留置カテーテルの管理や自己導尿の指導 ④ 浣腸や摘便などの排泄援助 ⑤ 人工肛門、人工膀胱の管理 ⑥ 褥瘡・創傷の管理 ⑦ 胃ろうや腸ろうの管理 ⑧ 点滴や中心静脈栄養の管理 ⑨ 血糖測定、インシュリン自己注射の支援 ⑩ 爪切り、フットケア ⑪ 服薬管理 ⑫ 認知症・精神疾患の方のケア

3

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

※利用料金は診療報酬により、計算されます。

※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。

訪問看護基本療養費

	項目	備考	基本療養 費の額	利用者負担金		
				1 割	2 割	3 割
基本療養費	訪問看護基本療養Ⅰ〔イ〕	利用者に対し、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費				
	週3日目まで	看護師が訪問した場合 看護師が訪問した場合	5550 円/ 回	555 円	1,110 円	1,665 円
	週4日目以降		6550 円/ 回	655 円	1,310 円	1,965 円
	訪問看護基本療養費Ⅰ〔ハ〕	利用者に対し、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費 他の訪問看護ステーションや医療機関の看護師等と共同して、同一日に訪問看護サービスを提供した場合に、専門の研修を受けた看護師の所属する訪問看護ステーションが算定できる	12850 円/ 回	1,285 円	2,570 円	3,855 円
	訪問看護基本療養費Ⅱ〔イ〕	同一日に同一建物居住者である利用者に対し、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費。該当する利用者の人数が〔2人〕もしくは〔3人以上〕によって算定金額が異なる				
	①同一日に2人まで					
	週3日目まで	看護師が訪問した場合	5550 円/ 回	555 円	1,110 円	1,665 円
	週4日目以降	看護師が訪問した場合	6550 円/ 回	655 円	1,310 円	1,965 円
	②同一日に3人以上					
	週3日目まで	看護師が訪問した場合	2780 円/ 回	278 円	556 円	834 円
	週4日目以降	看護師が訪問した場合	3280 円/ 回	328 円	656 円	984 円
	訪問看護基本療養費Ⅱ〔ハ〕	同一日に同一建物居住者である利用者に対し、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費 他の訪問看護ステーションや医療機関の看護師等と共同して、同一日に訪問看護サービスを提供した場合に、専門の研修を受けた看護師の所属する訪問看護ステーションが算定できる	12850 円/ 回	1,285 円	2,570 円	3,855 円
	訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕	在宅療養にむけて外泊をしている入院患者のうち、厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費	8500 円/ 回	850 円	1,700 円	2,550 円
	訪問看護管理療養費〔Ⅱ〕	月の初日の訪問	7,440 円/ 回	744 円	1,488 円	2,232 円
	訪問看護管理療養費〔Ⅱ〕	月の2日目以降の訪問	3,000/日	300 円	600 円	900 円

訪問看護精神料金表

《負担額計算方法》①管理療養費＋②基本療養費(精神)＋③加算

①管理療養費				利用料金	利用者負担金		
				(円/回)	1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合):二)	イ、ロ、ハ(機能強化型)以外の場合			7,670	767	1,534	2,301
訪問看護管理療養費 2(月の2日目以降の訪問の場合)	訪問看護管理療養費Ⅱ			2,500	250	500	750
②基本療養費				利用料金	利用者負担		
				(円/回)	1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	週 3 日目まで	30 分以上	5,550 円 / 回	555 円	1,110 円	1,665 円	
		30 分未満	4,250 円 / 回	425 円	850 円	1275 円	
	週 4 日以降	30 分以上	6,550 円 / 回	655 円	1,310 円	1,965 円	
		30 分未満	5,100 円 / 回	510 円	1,020 円	1,530 円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(1 日につき)※同一建物内への訪問	看護師同一日 2 人以上	週 3 日目まで	30 分以上	5,550 円 / 回	555 円	1,110 円	1,665 円
			30 分未満	4,250 円 / 回	425 円	850 円	1,275 円
		週 4 日目以降	30 分以上	6,550 円 / 回	655 円	1,310 円	1,965 円
			30 分未満	5,100 円 / 回	510 円	1,020 円	1,530 円
	看護師同一日 3 人以上	週 3 日目まで	30 分以上	2,780 円 / 回	278 円	556 円	834 円
			30 分未満	2,130 円 / 回	213 円	426 円	639 円
		週 4 日目以降	30 分以上	3,280 円 / 回	328 円	656 円	984 円
			30 分未満	2,550 円 / 回	255 円	510 円	765 円

| 5

訪問看護加算

項目	備考	基本療養費の額	利用者負担金		
			1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準に規定する 24 時間の対応体制にある場合に算定。	6520 円/月	652 円	1304 円	1956 円

※上記以外の加算は別紙参照

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合であっても交通費の実費請求はいたしません。	
② キャンセル料 (基本療養費の利用料金の額)	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 50% を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100% を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

| 6

《保険外自己負担費用》

その他の利用料	保険外自己負担費用 30 分あたり	日中（8 時～18 時）	4,000 円
		早朝（6 時～8 時）夜間（18 時～22 時）	5,000 円
		深夜（22 時～6 時）	6,000 円
	保険適応を超える長時間訪問看護（30 分につき） 保険適応の 90 分を超える場合		3,000 円
	エンゼルケア (死後の処置)	※処置に伴う処材料を含む	20,000 円

(1) 1 か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

訪問予定曜日、時間

曜日	月	火	水	木	金	土	日
訪問時間帯							

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	① 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け(もしくは郵送)します。
--	---

② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	① 請求書が届きましたら、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)振り込み (振込手数料は利用者負担となります) (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い ② お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)
---	---

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由が無いにも関わらず支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、健康保険証その他公費負担にかかる証書等の内容を確認し写真かコピーを取らせていただきます「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の順守を前提に、同意取得した利用者の情報をオンライン資格確認システムで確認します。当事業所の看護師等が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行ないます。医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得、および活用して訪問看護を行います。被保険者情報、保険内容に変更に変更があった場合速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (3) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (4) 天候(台風や豪雪が予想される場合)、災害、Jアラートで警報が出た時や職員が利用する公共交通機関、道路にトラブルが生じたときは急遽サービスの変更、中止をさせていただきます(可能な限り事前に調整します)。地域イベント等の交通規制などによってはサービス提供日程の変更をご協力御願いする場合があります。
- (5) ペットのいるご家庭においては、場合によって看護サービス提供時は別の部屋での保護等を御願いします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 西川貴子
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 利用者または他の利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合は利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の

医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先（ご家族・救急機関・居宅介護支援事業者など）にも連絡します。

【ご家族】 氏名： 続柄：	①電話番号 _____ ②電話番号 _____
【主治医】 医療機関名： 主治医氏名：	電話番号 _____
【居宅支援事業所等】 担当者氏名：	電話番号 _____

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、当時業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社（代理店 株式会社ノムラ保険事務所）
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	対人・対物・管理材物損保障その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（事項に記す【苦情申立の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

1) 相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として窓口担当者が対応する。窓口担当者が対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を解決責任者に報告する。

2) 確認事項

電話については、次の事項について確認する。

⇒相談者又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名（利用者がわかる場合）、具体的な苦情・相談の内容。

3) 相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情処理の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する。

4) 相談及び苦情処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。

- ① 事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。
- ② サービスを提供した者からの概要説明を行う。
- ③ 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。
- ④ 文書により回答を作成し、窓口担当者が事情説明を利用者に対して行った上で、文書を渡す。必要に応じて苦情解決責任者が行う。
- ⑤ 苦情処理の場合、必要に応じてその概要についてまとめた上で関係機関に報告を行い、更なる改善点について助言を受ける。
- ⑥ 解決責任者は、同様の苦情等が再度起こらぬよう、事業所内の周知徹底を図る。

| 10

(2) 苦情申立の窓口

合同会社アットナイスデイ 訪問看護ステーション おひさま 管理者 西川貴子	所在地 〒596-0825 大阪府岸和田市土生町四丁目 4 番 30 号 マンション山中 202 号 電話番号 072-488-7529 ファックス番号 072-488-7837 受付時間 9 時～16 時 30 分
広域事業者指導課 介護事業者担当	所在地 〒596-0076 大阪府岸和田市野田町 3 丁目 13-2 泉南府民センタービル 4 階 電話番号 072-493-6132 ファックス番号 072-493-6134
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 〒540-0028 大阪府大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通 FN ビル内 5 階 電話番号 06-6949-5418

その他の加算について

医療保険加算					
種類	備考	10 割負担	1 割	2 割	3 割
特別管理加算	I) 重症度の高いケア提供	5000 円/月	500 円	1,000 円	1,500 円
	II) 上記以外	2500 円/月	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	訪問看護ステーションが、病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行うことで算定	8000 円/月	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う時に算定	2000 円/月	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	訪問看護ステーション等が、保険医療機関から退院する利用者に、退院日に在宅で療養上必要な指導を行うことで算定	6000 円/月	600 円	1,200 円	1,800 円
長時間退院支援指導加算	長時間の訪問を要する利用者に 90 分以上の訪問を行った場合、要件を満たしている利用者に限り算定	8400 円/月	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算	訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関や薬局と情報を共有して、それを基に療養上必要な指導を行うことで算定	3000 円/月	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、カンファレンスを行い、適切な診療方針を立てること、診療方針の変更についての情報共有を行うことで算定	2000 円/回	200 円	400 円	600 円
精神重症患者支援管理連携加算	精神疾患の病状が不安定な患者等を対象に訪問看護ステーションの職員が保険医療機関と連携して行う訪問看護を評価するための加算	8400 円/月	イ) 840 円	1,680 円	2,520 円
		5800 円/月	ロ) 580 円	1,160 円	1,740 円
看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションが、喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援することで算定	2500 円/月	250 円	500 円	750 円
専門管理加算	専門性の高い看護師が利用者の病態に応じた高度なケア及び管理を実施した場合に算定	2500 円/月	250 円	500 円	750 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	50 円/月			

緊急訪問看護加算	訪問看護ステーションが主治医からの指示等を受けて計画外の訪問を行った時に算定				
	月あたりの緊急訪問回数に応じて金額が変動する				
	月 14 回目まで	2650 円/回	265 円	530 円	795 円
	月 15 回目以降	2000 円/回	200 円	400 円	600 円
難病等複数回訪問加算	難病等の利用者に対して、1 日に複数回の訪問看護を行うことで算定				
	訪問回数、同一建物の人数に応じ金額に変動あり				
	1 日に 2 回訪問した場合…2 人以下	4500 円/日	450 円	900 円	1,350 円
	…3 人以上	4000 円/日	400 円	800 円	1,200 円
	1 日に 3 回訪問した場合…2 人以下	8000 円/日	800 円	1,600 円	2,400 円
	…3 人以上	7200 円/日	720 円	1,440 円	2,160 円
長時間訪問看護加算	長時間の訪問を必要とする利用者に対して、1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供することで算定	5200 円/回	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算	1 人で看護を行うことが困難な利用者に対して、同時に複数名で訪問することで算定				
	1. 同一建物内 1 人又は 2 人				
	①看護師等と訪問(週 1 回)	4500 円/回	450 円	900 円	1,350 円
	2. 同一建物内 3 人以上				
	1. 同一建物内 1 人又は 2 人				
	②准看護師と訪問(週 1 回)	3800 円/回	380 円	760 円	1,140 円
	2. 同一建物内 3 人以上				
	1. 同一建物内 1 人又は 2 人				
	③その他職員と訪問(週 3 回)	3000 円/回	300 円	600 円	900 円
	2. 同一建物内 3 人以上				
	1 日 1 回の場合	2700 円/回	270 円	540 円	810 円
	④その他職員と訪問(厚生労働大臣が定めた疾病別表 7.8 と特別指示期間は制限なし)				
	1. 同一建物内 1 人又は 2 人				
	2. 同一建物内 3 人以上				
	1 日 2 回の場合	2700 円/回	270 円	540 円	810 円
	1. 同一建物内 1 人又は 2 人				
	2. 同一建物内 3 人以上				
	1 日 3 回以上の場合	5400 円/回	540 円	1,080 円	1,620 円
	1. 同一建物内 1 人又は 2 人				
	2. 同一建物内 3 人以上				
	10000 円/回	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	9000 円/回	900 円	1,800 円	2,700 円	
夜間・早朝訪問看護加算	利用者様の都合にて、夜間・早朝の時間帯に訪問看護を行うことで算定 夜間(18 時-22 時)、早朝(6 時-8 時)	2100 円/回	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	利用者様の都合にて、深夜の時間帯	4200 円/回	420 円	840 円	1,260 円

	に訪問看護を行うことで算定深夜 (22 時-6 時)				
訪問看護情報提供 療養費	利用者の同意を得て、市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定	1,500 円/月	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナル ケア療養費(Ⅰ) (Ⅱ)	主治医との連携の下に、終末期の看護を提供することで死亡月に 1 回算定。1)在宅 2)特別養護老人ホーム	1) 25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
		2) 10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

13

訪問看護精神科加算料金

③加算		利用料金	利用者負担		
		10割負担	1 割	2 割	3 割
精神科緊急訪問看護加算	1 日につき月 14 日以内まで(1 日)	2,650 円	265 円	530 円	795 円
精神科緊急訪問看護加算	1 日につき月 15 日以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円

- ☐ 契約書の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意します。
- ☐ 重要事項説明書の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意します。
- ☐ 24 時間対応体制について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

☐個人情報保護に関する方針の説明を受け、担当者会議等の話し合いの場においては、必要な情報の開示を行なう上で、訪問看護サービスの提供開始に同意します。

☐天候（台風や豪雪が予想される場合）や地域イベント等の交通規制などによってはサービス提供日程の変更に協力します。

☐状況に応じて、訪問看護サービス提供時は別の部屋でペットを保護することに協力します。 | 14

☐統一した看護ケアで質の確保を実施するため、ケア方法のビデオ撮影を行なう場合があることに同意します。

☐個人が特定できないよう情報の保護・管理を行なったうえで、看護ケアの質の向上、今後の看護教育のため自身の情報を使うことに同意します。

以上のことを証するため、本書2通を作成し、契約者・事業者が記名・捺印の上、各1通を保有するものとします。

上記について利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府岸和田市土生町四丁目4番30号マンション山中202号	
	法人名	合同会社アットナイスデイ	
	代表者名	西川 貴子	印
	事業所名	訪問看護ステーション おひさま	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印